

公益財団法人 日本サッカー協会  
2019 年度 臨時評議員会

決議事項

1. 役員の選任及び会長等の選定に関する規程改正の件

(決議) 資料 1

報告事項

1. 中期計画 2020-2023 策定の件

(報告) 資料 1

4カ月年のものでして策定している JFA 中期計画について、毎年計画の更新を行う「ローリング方式」（2019 年より採用）に基づき、次期計画となる「JFA 中期計画 2020-2023」を策定した。今年度の事業状況の振り返りおよび収支の着地見込みと合わせて次年度以降の計画についてお諮りしたい。

<JFA 中期計画 2020-2023 の構成>

1. 2019 年度振り返り
2. 中期計画ローリング方式の基本的な考え方
3. 中期計画 2020-2023

2. 2020 年度 事業計画の件

(報告) 資料 2

3. 2020 年度 予算の件

(報告) 資料 3

4. 役員の選任及び会長の選定に関する件

(1) 会長として求められる資質の設定について

「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」第 7 条第 3 項の規定に基づき、会長予定者選出管理委員会（選出管理委員会）において、会長として求められる資質を以下の通り設定した。

| 資質    | 概要   |
|-------|--|
| 構想力   | 大局的見地に立ったビジョンを描く力、論理的に語り伝える力                 |
| 関係構築力 | ステークホルダーを巻き込む人間性、影響力、サッカー界をひとつにまとめる力、寛容性、包容力 |
| 実行力   | 成果を生み出すための決断力、変化に対応する力、変革力                   |
| 組織統率力 | リーダーシップ、構想を形にする力、チーム組成力                      |

(2) 今後の手続き

① 会長への立候補（立候補届の提出）

- ・立候補希望者は、12月26日(木)までに立候補届を提出する（同規程第8条第1項）。
- ・立候補届の提出は、選出管理委員会の事務局に持参する、または郵送による。郵送の場合、12月26日(木)の立候補締切日までの消印があるものを有効とする（同規程第8条第5項）。

**（報告）資料4（立候補届）**

② 推薦書の提出

- ・立候補希望者は、評議員又は理事のうちから計7名の推薦を得なければならない。立候補者は立候補届に推薦書（及び活動書類）を付して提出する（同規程第8条第2項）。
- ・推薦書は、12月22日(日)の臨時評議員会において出席評議員及び理事一人につき一通ずつ配付される。欠席評議員及び理事には、郵送にて同日付配達指定で送付される。指定様式以外の書式を用いた推薦は全て無効となる（同規程第8条第3項）。
- ・推薦書には、被推薦者（立候補者）の氏名（1名に限る）、推薦者の氏名及び推薦者の所属する団体（推薦者が評議員の場合）を記載し、推薦者が署名する（同規程第8条第4項）。

(3) 立候補者に関する選出管理委員会の業務及び手続き

- ① 選出管理委員会は、同規程第8条に定める形式要件を満たすと確認された立候補者のリストを公表する（同規程第9条第1項）。
- ② 選出管理委員会は、同規程第4条の要件を満たしているかについての要件審査を行う（同規程第9条第2項）。
- ③ 選出管理委員会は、上記②の要件審査を経た会長候補者のリストを作成し、2020年1月16日(木)に予定されている理事会に報告する（同規程第9条第3項）。
- ⑤ 選出管理委員会は、各立候補者を推薦した評議員及びその人数に関する情報を公表しない（同規程第9条第4項）。

(4) 会長候補者説明会（同規程第10条）

- ① 日 時：2020年1月11日(土) 13時開始（予定）
- ② 会 場：JFAハウス
- ③ 出席者：評議員、理事、監事、会長予定者選出管理委員
- ④ 説明会の様子はライブでの配信を予定

(5) 活動書類（会長予定者の選出に関するガイドライン）

- ① 会長候補者は、選挙活動期間において、以下の項目に限定された内容で活動書類を作成する。
  - ・提案する政策
  - ・提案するプログラム
  - ・過去の記録
  - ・過去の職歴
  - ・その他本人に関する情報

② 活動書類の写しは、立候補届に付して選出管理委員会に提出しなければならない。

**(報告) 資料 4 ②(活動書類)**

(6) 理事会による推挙

- ① 理事会は、会長に相応しい人物を理事による投票により選出し、会長候補者（会長被推挙者）として評議員会に対して推挙することができる（同規程第 11 条第 1 項）。
- ② 上記①に定める**投票は郵送**による。各理事には 1 月 6 日(月)までに投票用紙が配布され、1 月理事会の前日（1 月 15 日(水)/必着）までに、本協会事務局に送付する（同規程第 11 条第 2 項）。
- ③ 投票は 1 人の理事につき 1 票の無記名投票（同規程第 11 条第 3 項）。
- ④ 選出管理委員会は 1 月理事会の日（1 月 16 日）に、理事会に先立ち開票を行う（同規程第 11 条第 4 項）。
- ⑤ 選出管理委員会は、1 票以上の票を得た得票者の全員について、速やかに要件審査を行う（同規程第 11 条第 5 項）。
- ⑥ 選出管理委員会は、1 票以上の票を得た得票者のうち、上記⑤の要件審査の結果、要件を満たさないと判断された者を除く得票者を 1 月理事会に報告する（同規程第 11 条第 6 項）。